

手数料の見直し（案）

事務の名称	家畜伝染病予防事務
-------	-----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
家畜検査手数料	牛の結核検査	頭	270	<u>300</u>	30
	ひな白痢検査	羽	100	<u>140</u>	40
	ブルセラ症検査	頭	270	<u>290</u>	20
	馬伝染性貧血検査	頭	1,200	<u>1,350</u>	150
	ヨーネ病検査	頭	600	<u>650</u>	50
家畜投薬手数料	牛	頭/回	670	<u>760</u>	90
	めん羊、山羊	頭/回	670	<u>760</u>	90
家畜注射又は家畜薬浴手数料	炭疽予防注射	頭/回	210	<u>230</u>	20
	気腫疽予防注射	頭/回	210	<u>230</u>	20
	豚熱予防注射（生ウイルス予防液使用のもの）	頭/回	210	<u>230</u>	20
	豚丹毒予防注射	頭/回	210	<u>230</u>	20
	牛の流行性感冒予防注射	頭/回	210	<u>230</u>	20
	牛ウイルス性下痢予防注射	頭/回	210	<u>230</u>	20
豚熱予防液交付手数料	1頭1回分		70	70	0
家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書、家畜投薬証明書又は牛若しくは馬の検査薬浴、注射及び投薬証明手帳交付手数料		件	720	<u>850</u>	130

【備考】

改正前	改正後（案）
1 牛の結核、ひな白痢、ブルセラ症、馬伝染性貧血及びトリコモナス症検査証明書を除く。	1 （同左）